

役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人桜花会（以下、「法人」という）の役員および評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程で役員とは、法人の理事および監事をいう。

(理事会および評議員会への出席報酬)

第 3 条 役員が理事会に出席した時および評議員が評議員会に出席した時は、別表 1 により報酬（実費及び日当含む）を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第 4 条 理事長の報酬は、別表 2 により支給する。ただし、前条による報酬（実費及び日当含む）は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務および法人が実施する事業の運営にあたったときは、別表 2 により報酬（実費及び日当含む）を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務および法人が実施する事業の運営にあたったときは、別表 2 により報酬（実費及び日当含む）を支払うことができる。

(理事長の職務)

第 5 条 理事長の職務は法令・定款等で理事長の業務として定められたものを行う。

2 理事長が医師である場合は、各事業所での回診および救急対応も併せて行う。

(監事の報酬)

第 6 条 監事が法人および事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬（実費及び日当含む）を支払うことができる。

(出張旅費)

第 7 条 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費を支給することができる。

(職員兼務)

第 8 条 職員を兼務する役員および評議員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第 9 条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会および法人主催の会に出席した時は、別表 4 により報酬（実費及び日当含む）を支払うことができる。

第 10 条 報酬等の支払方法は、会議出席の都度、現金での支払いを行う。
また、理事長の報酬等は銀行振り込みとし、当月 15 日までの 25 日支払とする。
尚、当該規程は職員を兼ねる理事は適用しないものとする。

(改 正)

第 11 条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 6 月 22 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

名 称	報 酬（実費及び日当含む）
理事会出席報酬等	日額 15,000 円
評議員会出席報酬等	日額 15,000 円

別表 2（第 4 条および第 6 条関係）

名 称	報 酬（実費及び日当含む）
理事長報酬等	月額 1,000,000 円
理事および評議員業務報酬等	日額 15,000 円
監事報酬等	日額 15,000 円

別表 3（第 7 条関係）

名 称	宿泊費	報 酬	交通費
報酬及び旅費	日額 15,000 円	日額 10,000 円	実費相当

別表 4（第 9 条関係）

名 称	報 酬（実費及び日当含む）
報酬及び実費弁償費	日額 15,000 円